

令和5年度大規模地震等災害発生時の対応について

早川町内小中学校 家庭内掲示用

◎ 学校にいる間に次のような災害が発生した時

- ・大規模地震が発生し「震度5弱以上」を記録した場合
- ・南海トラフ地震「巨大地震警戒」「巨大地震注意」が発令された場合
- ・その他の災害が発生、または発生する恐れがある場合

① 道路状況等の安全を考慮し、児童の引き渡しを開始する。

- *災害の発生時には、電話やメール等の連絡手段が使えないことが予想されます。様々な情報機器を活用し情報収集に心がけてください。
- *すぐに引き取りに来ることができない場合には、どなたかが引き取りに来るまで学校で預かります。ご安心ください。
- *原則として「家庭環境調査票」に名前のある方に、引き渡しを行います。

◎ 登下校中に災害が発生した時

- ① スクールバス利用中は、運転手の指示に従う。
- ② 学校に向かった場合は、「◎ 学校にいる間」に準ずる。
- ③ 家に引き返した場合は、安全に気をつけ自宅待機する。

◎ 在宅（災害によりスクールバス・乗合バスが止まる等）の時

- ① メールや電話で学校から各家庭に連絡をする。
- ② 学校開始の時刻の連絡があるまで自宅待機する。

◎ 災害後の授業再開について

- ① 授業の再開は、通学路や学校施設等の安全が確保された後、メール等で連絡する。
- ② 災害の程度によっては学校玄関へ貼りだし等で連絡する。
- ③ 授業再開までは、臨時休業とする。

この基準は、児童・生徒を安全に守るための一つの基準です。
状況による、保護者の判断を優先してください。